

## 評議員選挙告示および住所等変更届提出のお願い

日本植物病理学会選挙管理委員会

日本植物病理学会会則第 11 条 3 項および評議員選挙施行細則(平成 27 年 3 月 29 日改訂)に基づき、平成 30～31 年度評議員選挙を平成 29 年 10 月に実施します。

選挙権および被選挙権は、正会員および学生会員が有します。ただし、正会員であっても平成 29 年度中に年齢が 66 歳以上に達する方は被選挙権を有しません。

細則に基づき、選挙は 8 地区に分けて行いますが、有権者の所属地区は原則として、平成 29 年 9 月 1 日現在で所属する機関の所在地とし、これがない場合には現住所とします。平成 29 年 9 月 1 日をもって有権者名簿を作成しますので、所属および住所等に変更のある方は、8 月末日までに、学会ホームページ (<http://www.ppsj.org/>→マイページ→会員専用ページでログイン) の「会員情報の変更」、または日本植物病理学会報巻末の「日本植物病理学会 連絡票」をご利用の上、登録変更して下さるようお願いいたします。

なお、細則により、平成 29 年 9 月 1 日現在で平成 29 年度までの会費を滞納している方には選挙権・被選挙権が認められませんので、8 月末日までに会費納入をお済ませ下さい。

前回の選挙より、インターネットを利用して投票する電子 (Web) 投票システムが導入されております。会員の皆様には大変便利な電子投票システムを是非ご利用くださいますようお願いいたします。電子投票は上記会員専用ページで行えます。

ただし、電子投票システムを使用しにくい会員は、当面これまで通りの郵送による投票もできます。郵送投票をご希望の方には、事前にその旨を申請していただくこととなります。日植病報 83 巻 3 号 (2017 年 8 月発行、本号) に同封の申請書に必要事項をご記入の上、日本植物病理学会選挙管理委員会宛に必ず郵送でご申請ください。申請書の提出期限は平成 29 年 9 月 15 日 (必着) です。申請がない場合は、自動的に電子投票となります。特にインターネット環境の整っていない方は、忘れずに郵送投票の申請をお願いします。

投票期間は、平成 29 年 9 月 20 日以降に、学会からのお知らせメール、学会ホームページ、あるいは、投票用紙の郵送 (郵送での投票をご希望の方のみ) をもってお知らせします。